

【大分銀行アプリご利用規定】

第1条 サービスの内容

1. 「大分銀行アプリ」サービス（以下「本サービス」といいます）とは、お客さまのインターネットに接続および閲覧可能な端末（以下「スマートフォン等」といいます）にダウンロードされた当行所定のアプリケーション（以下「本アプリ」といいます）を使用して、次項以降に定めるサービスをご利用いただけるものです。なお、本サービスを利用できるスマートフォン等は、当行所定の機種（以下「指定機種」といいます）に限られます。また、本サービスの利用は、日本国内に限られます。

2. 「アプリ口座照会」

当行所定の手続きでご登録いただいた口座の残高、入出金明細を照会することができます。

3. 「スマート通帳」

当行所定の手続きでご登録いただいた口座の前日以前の入出金明細を保存、および表示することができます。また、本アプリに保存された入出金明細に、任意に入力する文字等をメモ登録することが出来ます。

4. 「プッシュ通知による情報配信」

お客さまのスマートフォン等の画面へ当行の商品・サービスに関するキャンペーンやセミナーなどの情報を配信することがあります。この際、お客さまのスマートフォン等の位置情報を利用することがあります。なお、配信を希望されない場合は、本アプリの設定画面にてお知らせ受信の設定、位置情報の送信設定をオフにしてください。

第2条 規定への同意

本規定にご同意いただけないお客さまは、本サービスの利用も本アプリのダウンロードもできません。

第3条 ご利用条件

お客さまは、本規定にご同意いただいた上で、以下の条件を全て充足する場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。

1. 本サービスは、普通預金口座をお持ちで、キャッシュカードをご利用されている個人のお客さま本人が対象です。また、事業用途でのご利用は本サービスの対象ではありません。
2. あらかじめ本アプリをお客さまのスマートフォン等において利用できる状態にしてください。
3. システムメンテナンスなどにより本サービスを利用できない時間帯がありますので、当行ホームページで確認してください。

第4条 利用登録

1. お客さまは、本サービスをご利用になる際に、あらかじめお客さまがご利用されるスマートフォン等にて、普通預金口座の店番号・口座番号等、キャッシュカードの暗証番号等を入力の上、本サービスで利用するパスワードを設定したうえで、本アプリのアプリ暗証番号をアプリに登録してください。
2. 本サービスのご利用には、本アプリを起動し、アプリ暗証番号およびパスワード（以下「パスワード等」といいます）を入力してください。なお、パスワードの保存機能を利用すると、パスワードの入力を省略することができます。また、指紋認証機能（お客さまがご自身の端末に登録されている指紋を利用する方法をいいます）を利用するとアプリ暗証番号の入力を省略することができます。ただし、指紋認証の利用は、当行所定の機能を備える端末とします。指紋認証で利用するお客さまの指紋データは、当行では取得・保存しません。

3. 本サービスのご利用に際し、入力項目を一定回数連続して誤入力すると、本サービスの利用ができなくなります。
4. お客さまが当行所定の期間利用されなかった場合、本サービスの利用登録は自動的に利用解除されます。

第5条 本人確認

本サービスのご利用における本人確認は、お客さまのスマートフォン等から当行に送信していただくパスワードを当行が照合するなど当行所定の方法により行ないます。ただし、位置情報を利用した「プッシュ通知による情報配信」のみをご利用される場合は、この限りではありません。

第6条 パスワード等の管理

お客さまは、お客さまのスマートフォン等が第三者の手に渡り、かつパスワード等が知られた場合には、当該第三者により本サービスが不正利用されることによりお客さまの情報が外部に漏れたり、お客さまに損害が発生したりする可能性があることを十分認識した上で、お客さまの責任においてスマートフォン等およびパスワード等を厳重に管理し、これらを第三者に貸与または開示してはならないものとします。

第7条 スマートフォン等の管理

1. お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォン等が第三者の手に渡らないように厳重に管理するものとし、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。
2. お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォン等のセキュリティ対策を行ってください。不正なアプリや不審な web サイトの閲覧でウイルス感染や不正プログラムがインストールされる可能性があります。セキュリティ対策ソフトを導入するなど、セキュリティ対策をおすすめします。

第8条 スマート通帳

1. 預金の受入れ

スマート通帳の預金口座にATMで入金できない大口の現金、硬貨を受入れるときは、当行所定の書類に記入して、本アプリのスマート通帳表紙画面の提示とともに提出してください。

2. 預金の払戻し等

(1) スマート通帳の普通預金の払戻し、または定期預金の解約をするときは、当行所定の払戻請求書等に記名押印(届出印)して、本アプリのスマート通帳表紙画面の提示とともに提出してください。

(2) 前号の普通預金の払戻しまたは定期預金の解約の手続きに加え、当該預金の払戻しまたは解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約を行いません。

3. 預金口座の解約

(1) スマート通帳の預金口座を解約する場合には、本アプリのスマート通帳表紙画面の提示および届出印を持参のうえ、当行本支店に申出てください。

(2) 前号の解約手続きに加え、この預金の解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

4. 通帳によるサービスについて

スマート通帳の預金口座は、「自動機による振替入金」等の通帳によるサービスはご利用いただけません。

5. 通帳からスマート通帳への切替

(1) お客さまは、当行所定の方法により、通帳をスマート通帳に切り替えいただくことができます。ただし、お客さまが当行所定の条件に該当する場合は、お申込みいただくことができません。

(2) 通帳をスマート通帳に切り替えた場合、通帳は切替時点でご利用いただけなくなります。

(3) 切替時点で通帳に記帳されていない入出金の明細は通帳に記帳いたしません。当該明細は、本アプリのスマート通帳でご確認ください。

6. スマート通帳から通帳への切替

(1) 通帳からスマート通帳に切り替えた後、スマート通帳を通帳に切り替える場合は、当行所定の切替申込書に記名押印（届出印）して、この預金口座のキャッシュカードの提示または本アプリのスマート通帳表紙画面の提示とともに提出してください。

(2) スマート通帳を通帳に切り替える場合は、当行所定の通帳再発行手数料をいただきます。

第9条 サービス内容の追加・変更・中止

当行は、本サービスの内容をお客さまに事前に通知することなく追加・変更・中止することがあります。

第10条 サービスの終了

1. 当行は、当行の都合で本サービスを終了することがあり、この終了によって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

2. お客さまが「アプリ口座照会」「スマート通帳」を解除された場合は、本サービスの利用も自動的に終了するものとします。

第11条 本サービスのご利用に際してのご注意

1. 本サービスの利用および本アプリのダウンロードには別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります（バージョンアップの際や本アプリが正常に動作しないことにより再設定などで追加的に発生する通信料も含まれます）。

2. お客さまは、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく本アプリを日本国から輸出してはなりません。

3. 本サービスを利用するためにお客さまがご利用になるスマートフォン等を変更される場合には、旧スマートフォン等から本アプリを必ず削除してください。また、スマートフォン等を処分される際も、当該スマートフォン等から本アプリを必ず削除してください。

4. お客さまは、当行所定の方法により、本アプリを初期化することができます。スマートフォン等から本アプリを削除された場合、本アプリで保持している各種情報は消去されます。削除した後に、同一のスマートフォン等で本サービスをご利用いただく場合には、再度、本アプリをダウンロードしていただいたうえで、利用登録を行っていただく必要があります。なお、これらの行為によりお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

5. 第三者の作成した類似アプリにご注意ください。パスワード等を抜き取る、あるいは操作によりウイルスに感染させる目的の悪意ある、本アプリと類似したアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客さまのパスワード等やスマートフォン等の端末内の情報が漏えいする可能性があります。

6. 当行が本アプリの内容の全部または一部を変更または改良（以下、「バージョンアップ」といいます）

した場合には、お客さまにおいて本アプリの再ダウンロードや再度利用登録が必要となる場合があります。また、お客さまのスマートフォン等の設定その他のご利用環境によっては、バージョンアップ後の本アプリがご利用になれない場合があります。

7. スマートフォン等を盗難・紛失された場合には、お客さまが加入している通信事業者（キャリア）へ連絡し回線停止のお手続きを行ってください。

第12条 免責事項等

1. 本人確認

本規定第5条により本人確認手続きを経た後、本サービスの提供に応じたうへは、当行は利用者をお客さまとみなし、パスワード等に不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

2. 本アプリの作動に係る不具合等

本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、スマートフォン等に与える影響およびお客さまが本アプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。

3. 通信手段の障害等

次の各号の事由により、本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

（1）当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピューターの障害または回線工事等のやむを得ない事由があった場合

（2）災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があった場合

（3）公衆電話回線の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客さまの取引情報等が漏洩した場合

（4）当行以外の第三者の責に帰すべき事由があった場合

第13条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、関係する普通預金規定、総合口座規定、キャッシュカード規定、おおいたぎんこうダイレクトバンキングご利用規定、おおいたぎんこうダイレクトLiteご利用規定等関係する各規定の定めにより取扱います。

本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

第14条 規定の変更

1. この規程の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規程に基づき変更するものとします。

2. 前項によるこの規程の変更は、変更を行う旨および変更後の規程の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

3. 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

第15条 本アプリの権利帰属・利用範囲等

1. 本アプリの著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」といいます。）は、当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。
2. お客さまは、個人で利用する目的のため、かつ本サービスの利用に限り、本アプリを利用することができます。本サービスに基づくお客さまの権利および預金等の譲渡・質入れ等はできません。
3. 当行は、お客さまによる本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

第16条 準拠法・合意管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2020年2月1日改訂)